世田谷区告示第７５６号

児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１９条の１５の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第１９条の１９第３号及び第５９条の４第１項の規定により別紙のとおり告示する。

令和８年１１月２日

世田谷区長　保　坂　展　人

指定医療機関一覧(辞退)

No.	施設番号	医療機関番号	施設分類	医療機関名称	医療機関住所	開設者名	有効期間開始日	有効期間終了日
1	0000011034	1345554696	薬局	【辞退】サクラ咲く薬局	世田谷区桜新町二丁目27番地2号　コーポラスタナカ101	株式会社清和メディカル		